

(後退灯)

第44条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第40条の規定並びに細目告示第58条、第136条及び第214条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車<sup>けんけん</sup>にあつては、この限りでない。
  - 二 自動車の後退灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
    - イ 後退灯は、昼間にその後方100メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
    - ロ 後退灯の灯光の色は、白色であること。
  - 三 後退灯は、前号に掲げた性能(法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯(以下この条において「型式指定前部霧灯」という。)が後退灯として取り付けられている場合にあつては当該型式指定前部霧灯の性能)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
    - イ 後退灯の数は、2個以下であること。
    - ロ 後退灯は、変速装置(被牽引自動車<sup>けんけん</sup>にあつては、その牽引自動車<sup>けんけん</sup>の変速装置)を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。
    - ハ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方5度の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45度の平面(後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30度の平面)及び後退灯の外側方向45度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている自動車にあつては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5度の平面及び下方5度の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45度の平面(後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向10度の平面)及び後退灯の外側方向45度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていなければならない。
    - ニ 後退灯は、イからハまでに規定するほか、第37条第1項第3号ホの基準に準じたものであること。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条 項
一 昭和39年4月14日以前に製作された自動車	第1号
二 昭和44年3月31日以前に製作された自動車で長さ6メートル未満のもの	第1号
三 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第3号ニ

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和32年3月31日以前に製作された自動車	第3号ロ	後退灯は	後退灯は、運転者席において点灯できない構造又は
二 平成8年1月31日以前に製作された自動車	第2号ロ	白色	白色又は淡黄色

4 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、第1項第2号イ及び第3号ハの規定にかかわらず、後退灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

- 一 後退灯の光度は、5000カンデラ以下であること。
- 二 主として後方を照射するための後退灯の照射光線の主光軸は、下向きであり、かつ、後方75メートルから先の地面を照射しないこと。

5 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外については、細目告示別添52 3.23.の規定は、適用しない。

6 平成22年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第136条第3項第3号及び第214条第3項第3号並びに別添52 4.5.4.1.、別添53 5.17.3.2.及び別添54 4.4.3.1.の規定は、適用しない。

7 平成22年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第136条第3項第5号及び第9号並びに第214条第3項第5号及び第9号並びに別添52 4.5.5.並びに別添53 5.17.3.4.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成17年国土交通省告示第1337号)による改正前の細目告示第136条第3項第3号及び第7号並びに第214条第3項第3号及び第7号並びに別添52 4.5.5.並びに別添53 5.17.3.3.の規定に適合するものであればよい。

8 平成27年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第136条第3項第1号及び第214条第3項第1号並びに別添52 4.5.3.及び別添54 4.4.2.の規定にかかわらず、後退灯の数は、2個以下であればよい。

- 9 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添72 3.4.の規定は、適用しない。
- 10 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第58条第1項、別添52 2.13.及び別添72 3.3.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第1217号)による改正前の細目告示第58条第1項、別添52 2.13.及び別添72 3.3.の規定に適合するものであればよい。
- 11 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成21年国土交通省告示第771号)による改正前の細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。
- 12 保安基準第40条第3項及び細目告示第58条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 13 保安基準第40条第3項及び細目告示第58条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 14 保安基準第40条第3項及び細目告示第58条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 15 保安基準第40条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第58条第1項及び別添52 4.5.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による改正前の細目告示第58条第1項及び別添52 4.5.2.の規定に適合するものであればよい。